

2. 大学における在籍管理と諸届け

(1) 留学生オリエンテーションと諸届け

大学は、皆さんの生活・学習状況、在留資格、出入国状況等を把握する必要があります。全ての留学生は、学期初めの留学生オリエンテーションに必ず出席し、**必要な書類** ~ (下表参照)を**入学してから2週間以内**に学生課へ提出して下さい。また、**提出内容に変更が生じた場合は、速やかに学生課へ届け出て下さい。**

留学生オリエンテーションに欠席したり、これらの書類が提出されなかったり、提出された書類の内容に誤りや偽りがあった場合は、奨学金応募、各種証明書等の発行停止など、不利益が生じることがあります。期限までに必ず提出して下さい。

提出書類	使用目的	備考
パスポート	適切な在留資格を有していることを確認	原本持参
在留カード	住所登録済み、資格外活動申請済みであることを確認	
国民健康保険証	国民健康保険の加入確認	
住居の契約書	所在不明や家賃滞納した場合の対応のため、居住地を確認	
個人票(書類)	緊急時対応のため、緊急連絡先や身上等詳細情報を確認	配布用紙
資格外活動届(書類)	入管法に定められた適切な条件でアルバイトしていることを確認 アルバイトしていない場合も要提出	
私費外国人留学生授業料減免申請書(書類)	授業料減免の必要性を確認(正課生のみ提出)	
家賃等補助申請書(書類)	詳細は「P.11 家賃等補助制度について」にて確認	掲示板
一時帰国届(書類)	帰国中の緊急時に対応するため、帰国期間や連絡先を確認	帰国7日前
住所変更届	学籍データに連絡先を登録 教務課提出	変更時

(2) 在籍確認

留学生にとって在籍確認は、在留資格「留学」の保持のために大変重要なことです。**原則毎月1回(各月の10日~20日)学生課窓口**で行います。その際、**学生証、在留カード、授業出席確認簿(非正課生のみ)**が必要となりますので、持参して下さい。授業に出席していても在籍確認を行ったことにはなりません。必ず毎月の指定期間内に学生課窓口まで来室し、在籍確認を行って下さい。

また、平成28年1月より、所在不明となった留学生の取り扱いは、**在籍確認最後の日の翌日から3か月を経過した時点で、地方入国管理局に対し、届け出ることとなりました。**これに伴い、在籍確認を怠ると大学の在籍はもちろん、日本での在留資格が喪失することにもなりますので注意して下さい。